

株 主 各 位

東京都品川区大崎1丁目6番1号

株式会社 サンリオ

代表取締役社長 辻 朋邦

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日おさしつかえのある場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月25日（火曜日）午後6時までに到着するように返送くださるか、議決権行使サイト（アドレス<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月26日（水曜日）**午後2時**
（受付開始時刻は午後1時を予定しております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、一部の海外連結子会社の決算、監査手続の遅れにより、6月下旬の開催予定を変更いたしました。）
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 プリンスルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、満席となった場合は、隣接する第2会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
議 案 取締役9名選任の件

なお、報告事項につきましては添付書類を、また議案の内容等につきましては、株主総会参考書類をご参照ください。

4. 招集にあたっての決定事項

3頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

・新型コロナウイルス感染症に関するお知らせは、次頁をご覧ください。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で開催させていただきますが、株主のみなさまにおかれましては、極力、書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう、お願い申し上げます。定員に到達次第、入場をお断りさせていただく場合もございます。
- ・会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスクを着用されていない方は、入場をお断りさせていただく場合もございます。
- ・本株主総会の模様は、インターネットにてライブ中継をいたします。
配信日時 2020年8月26日午後2時から株主総会終了時まで。
視聴方法 中継サイトにアクセスいただきますと、認証画面が表示されますので
ユーザー名「sanrio」 パスワード「soukai」 をご入力ください。
株主総会ライブ中継サイト <https://www.sanrio.co.jp/special/shareholders/>
- ・株主総会へご出席の株主のみなさまへの当りくじ等のお土産および、キャラクターのグリーティングはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・ピューロランド特別運営は行いませんので、ご了承ください。

1. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanrio.co.jp/corporate/ir/soukai/soukail/>）に掲載させていただきます。
2. 本総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。お忘れになりますと、受付で若干お手数をおかけすることになりますのでご注意ください。なお、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。
3. 当社は本社機能を、東京都品川区大崎1丁目11番1号へ移転しておりますが、登記上の本店所在地は変更いたしません。

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2020年8月25日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①パソコン・携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイトで「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

②スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることによって、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合には、上記(2)①パソコン・携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

- ・株主総会へご出席の株主のみなさまへの当りくじ等のお土産および、キャラクターのグリーティングはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ピューロランド特別運営は行いませんので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、当社グループにとって、3ヶ年にわたる中期経営計画「Marketing Innovation Project 2021」の2年目に当たりました。当計画における4つの基本戦略のうち、初年度は特にマーケティング機能の強化・再整備を推進し、本年度はアニメ・デジタル事業の確立、顧客接点としての物販事業の再構築を推進しました。アニメ・デジタル事業では、2020年3月よりスマートフォン向け音楽ゲーム「SHOW BY ROCK!! Fes A Live」の配信が開始されました。また、物販事業では、国内百貨店におけるサンリオショップへのPOSの導入が完了し、新ポイントシステム「Sanrio+（サンリオプラス）」への移行準備も整いました。

当連結会計年度の業績につきましては、国内では、ライセンス事業におけるキャンペーンなどの大型案件が減少したことに加え、冷夏、暖冬、台風といった天候不順により、ライセンス・物販両事業が伸び悩みました。一方、テーマパークにつきましては、マーケティング施策が奏功した結果、国内の10代後半・20代前半を中心とする女性に支持されました。また、物販事業におきましては、天候の影響やインバウンドの停滞があったものの、アイドルファン向けの商品やハンディファンなどのヒット商品も生まれ、好調に推移しました。しかし、2月以降、国内全般において、新型コロナウイルス感染症拡大が大きく業績に影響しました。海外は、特にアジアにおいて期初計画通りに進行することが難しい環境にあり、香港のデモ、米中貿易摩擦を契機とする経済情勢の悪化、日韓関係の悪化、台湾の総統選による消費低迷などがマイナス要因となりました。欧米においては、依然として厳しい状況ながら業績回復に向けた取り組みを行いました。北米では新規取引先の開拓が奏功し、ライセンス事業が堅調でした。欧州では12月に新C00が着任し、セールス体制の強化、法務部門の整備に着手しました。

これらの結果として、売上高は552億円（前期比6.5%減）でしたが、海外におけるロイヤリティ収入の減少が大きく影響し、営業利益は21億円（同56.0%減）となりました。営業外収益として受取利息と受取配当金を合わせて7億円計上したこと等により、経常利益は32億円（同43.9%減）となりました。特別損失には、欧州委員会からの欧州競争法に関する課徴金を競争法関連損失として7億円、投資有価証券評価損7億円、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うテーマパークの臨時休園等による損失5億円等を計上し、法人税等で10億円を計上した結果、親会社株主

に帰属する当期純利益は1億円（同95.1%減）となりました。

また、資本効率の向上と株主還元の一環、及び機動的な資本政策を可能とするため、2019年11月～2020年1月にかけて、約20億円（923,400株）の自己株買いを実施しました。

なお、すべての海外連結子会社の決算期は1月～12月であり、当連結会計年度の対象期間は、2019年1月～12月であります。

〔報告セグメント〕

（単位：億円）

		売上高				セグメント利益（営業利益）			
		前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	物販その他	351	339	△12	△3.7%	36	17	△19	△52.6%
	ロイヤリティ	99	91	△8	△8.1%				
	計	451	430	△21	△4.7%				
欧州	物販その他	0	0	△0	△68.5%	△3	△5	△1	—
	ロイヤリティ	17	14	△2	△16.8%				
	計	17	14	△3	△17.3%				
北米	物販その他	9	9	△0	△3.1%	△10	△11	△0	—
	ロイヤリティ	16	16	△0	△1.4%				
	計	26	26	△0	△2.0%				
南米	物販その他	0	0	△0	△51.2%	0	0	0	14.0%
	ロイヤリティ	5	4	△0	△8.8%				
	計	5	5	△0	△10.1%				
アジア	物販その他	11	11	△0	△3.1%	35	28	△6	△18.9%
	ロイヤリティ	77	64	△13	△16.8%				
	計	89	76	△13	△15.0%				
調整額		—	—	—	—	△9	△8	0	—
連結	物販その他	374	360	△13	△3.7%	47	21	△26	△56.0%
	ロイヤリティ	217	192	△24	△11.4%				
	計	591	552	△38	△6.5%				

（注）海外地域の子会社は、ロイヤリティ収入に対して相応の額を売上原価として著作権保有者である日本の親会社に支払っており、それを親会社は売上高として計上しておりますが、連結消去されるため、上表の日本の売上高にはその相当額は含まれておりません。セグメント利益（営業利益）には反映されております。

なお、ここに示す売上高は、外部顧客に対する売上高であり、前述のロイヤリティに限らずセグメント間売上高は内部取引高として消去しております。

①日本：売上高430億円（前期比4.7%減）、営業利益17億円（同52.6%減）

物販事業の当第4四半期連結会計期間は、リテール部門では、年始の福袋や当りくじと、2020年に45周年を迎えた『マイメロディ』のバースデープロモーションが、サンリオショップや百貨店の特設会場等にて好調に推移し、売上に貢献しました。2月上旬までは順調に客数も伸長しましたが、それ以降は新型コロナウイルス感染症の影響により消費が落ち込みました。お客様と従業員の安全確保の観点から、路面店を臨時休業しましたが、当期累計の既存店売上（直営店及び百貨店の当社直営ショップベース）は前期比103.8%となりました。

卸部門では、インバウンド需要の減少により店頭売上は苦戦しましたが、ドン・キホーテ、イオン、Amazonへの売上が前期を大きく上回ったことで、前期比104.0%と、物販事業全体の売上に貢献しました。

ライセンス事業の商品化権ライセンスでは、年間を通じて、天候不順等によりアパレル全般で苦戦を強いられる一方、キャラクターのワイド展開が好調で、さらにアニメ・デジタル事業が伸長しました。当第4四半期連結会計期間についても、前半は、家庭用品や玩具等を中心に好調に推移しましたが、2月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、海外製造の停滞並びに売り場の縮小、消費者マインドの低迷により、売上を伸ばすことが出来ませんでした。今後については、引き続き複数キャラクターの活用 に 注力するとともに、Eコマースやデジタル事業の強化に取り組んでまいります。

対企業企画では、年間を通じて自治体への取り組みや大型広告宣伝の強化を進めるとともに、出版部門の体制を変えることで、より利益体質への強化を図ってまいりました。当第4四半期連結会計期間には、三菱UFJニコス株式会社のクレジットカードに『シナモロール』、交通系電子マネーでは西日本旅客鉄道株式会社の「ICOCA」に『ハローキティ』、首都圏の私鉄・地下鉄を中心に利用可能な「PASMO」に複数キャラクターのデザインが採用されるなど、金融系カードの新規発行によるロイヤリティが売上に貢献しました。また、花王株式会社の「めぐりズム」など日用品や、第一三共ヘルスケア株式会社のシートマスクに複数のキャラクターが採用されるなど、大手メーカーとの取り組みも堅調でした。

テーマパーク事業では、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、2月22日より臨時休園したことにより、東京都多摩市のサンリオピューロランドは、入園者数が1,324千人（前期比9.3%減）と前期比135千人減少しました。臨時休園前までの状況は、年間を通じて若い女性向けにSNSを使い情報発信を実施したこと等により、入園者数は前年同期比31千人増（前年同期比2.4%増）と好調に推移しておりましたが、休園に伴うチケット販売中止の他、イベント開催に伴う人件費や、4月にリニューアルオープンした館のレストランなどの設備の改修等による修繕費や償却費の増加等があり減収減益となりました。

大分県のハーモニーランドは、入園者数が429千人（前期比9.0%減）と前期比

42千人減少しました。上半期は、夏季に長雨や台風の影響がありましたが、入園者数は前年同期を上回りました。下半期は、企業の会員企画や「ハロウィンナイト」や「サンクスパーティー」など各イベント開催日の集客も堅調に推移し、1月までの累計でも、前年同期を15千人上回っていましたが、臨時休園したことにより、前期の入園者数に届かない結果となりました。

セグメント全体では、主に海外子会社からのマスターライセンス料の低迷等が大きく影響し減収減益となりました。

②欧州：売上高14億円（前期比17.3%減）、営業損失5億円（同1億円損失増）

欧州では、前期に計上したミニマムギャランティ未達金による売上計上額が大きく、その減少分をカバーするには至りませんでした。欧州子会社が管轄している、オセアニア、南アフリカ、イスラエルといった地域がアパレルを中心に拡大したことに加え、欧州主要国においてもアパレル、雑貨関連の回復の兆しが見えてきたことで、対前期の下げ幅を小さくすることができました。

『ミスターメン リトルミス』を扱う英国子会社であるSanrio Global Ltd.は、主要市場である欧州において、ヘルス&ビューティやアパレルが苦戦したことに加え、中国事業の展開が想定通りに進まなかったこともあり、売上を伸ばすことが出来ませんでした。

③北米：売上高26億円（前期比2.0%減）、営業損失11億円（同4千万円損失増）

ライセンス事業では、引き続きマスリテーラー向けの展開は伸び悩みましたが、OPI、Levi's、PUMA等のブランドとのコラボレーション展開や、Ulta、Cost Plusといったスペシャリティリテーラー等の流通の開拓が奏功し、売上を下支えしました。

キャラクター構成としては、『アグレッシブ烈子』の売上が伸長し、カテゴリーとしてはゲーム・ソフトウェアが大きく伸長しました。

物販では、EC部門が好調も、中南米向け出荷の減少や倉庫機能アウトソースに伴うシステム障害等により減収となりました。また、前期からのリストラにより、人件費は大幅に削減された一方、『ハローキティ』45周年施策などマーケティングへの投資や物流アウトソーシングに伴う費用が予定を上回ったこともあり、損失の縮小が進みませんでした。

④南米：売上高5億円（前期比10.1%減）、営業利益19百万円（同14.0%増）

南米では、現地通貨ベースでは微減収でしたが、レアル安が大きく影響しました。2大市場の1つであるメキシコではヘルス&ビューティ等を中心に好動向でしたが、もう1つの大市場であるブラジルではアパレル等が苦戦しました。

⑤アジア：売上高76億円（前期比15.0%減）、営業利益28億円（同18.9%減）

香港・マカオでは、デモ等による社会騒乱により店頭集客が伸びず、ライセンス主力取引先が軒並み大幅な売上減となりました。また、東南アジアでも、フィリピンを除く地域で弱含みました。ベトナムでは、現地テーマパーク開園の遅れにより売上が苦戦したほか、日用品・コスメ関連が苦戦したタイ、シンガポール、マレーシアでも売上が伸び悩みました。フィリピン、インドネシアでは、売上の伸びは緩慢でしたが、取引先数が拡大しました。

台湾では、家電カテゴリーで堅調な拡大が見られたものの、主力カテゴリーである企業キャンペーンやアパレルの売上縮小や、前期にテーマパーク関連での一時的な売上の計上があったことの影響で減収となりました。

韓国では、日韓関係を背景とした商談中止や商品展開の縮小の影響が大きく、商品化権の主力ライセンスが伸び悩みました。キャラクターとしては、キャラクターを複数使ったデザインをはじめ、『マイメロディ』や『シナモロール』などの売上を伸ばしましたが、『ハローキティ』や、アニメ人気が落ち着いてきた『リルリルフェアリアル』の売上減少をカバーするに至りませんでした。来期は、流通先への販促協賛を強化し販売面を確保するほか、デジタルカテゴリーへの注力を進めます。

中国では、新規取引先の開拓を進め、ライセンス数を増やしましたが、米中貿易摩擦を契機とする経済情勢の悪化や、映画コンテンツをはじめとした競合IPの進出に伴う既存大手ライセンスの落ち込みをカバーするには至りませんでした。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額は2,505百万円で、内訳は、日本事業が1,721百万円、欧州事業が117百万円、北米事業が130百万円、南米事業が0百万円、アジア事業が536百万円であります。

その主な内容は、直営店店舗の改装、出店とそれに伴う差入保証金、テーマパーク施設におけるアトラクション、レストラン等のリニューアルです。

(3) 資金調達の状況

運転資金及び設備投資資金は、自己資金により調達しました。

(4) 対処すべき課題

①長期成長可能な事業の確立

当社グループは、スモールギフトビッグスマイルを標語としたギフト商品の企画・製造・販売を行ない利益を上げていくことが事業の柱であります。また、『ハローキティ』をはじめとしたキャラクターをブランドとして育て、他社にライセンスすることで事業を拡大してまいりました。その主たる収益要因は商品化権ビジネス、いわゆるプロダクトライセンスでした。キャラクターは『ハローキティ』が中心でした。2015年3月期以降、6期連続で営業減益となったのは、欧州、米州での、プロダクトライセンス中心、『ハローキティ』中心のビジネスに偏ったことが大きな要因と考えています。一方で、中国を中心としたアジア地域については、収益の源泉として、商品化権ビジネス（プロダクトライセンス）以外に広告化権ビジネス（企業向けプロモーションライセンス、カフェ、カラオケ店舗や航空機などのスペースデザインライセンス）とフランチャイズ化権ビジネス（店舗ライセンス）、興行権ビジネス（遊園地、水族館、劇場、テーマパークなどのエンターテインメントライセンス）が並立しており、キャラクターも『ハローキティ』を始めとする主要キャラクターや、毎年送り出される新キャラクターが、競合・補完し合っています。また、マーケットを熟知した優秀な現地マネジメントが常に市場の変化に合わせた経営を行っていることにもよります。したがって、中東、ロシア、インド、アセアン諸国、アフリカ、中南米などのこれから開拓すべき市場と欧米市場の再成長は、『ハローキティ』の再活性化とともに、サンリオのキャラクターライセンスビジネスを理解し、市場の変化にチャレンジできる現地マネジメント組織の確立によって、長期成長が確実になるものと確信しております。

②ダイバーシティ・マネジメントの活用

当社グループは130の国と地域にキャラクタービジネスを展開しており、今後ますます地域を広げていこうとしております。また、キャラクタービジネスはお子様からお年寄りまで年齢に関係なくマーケットが広がっております。このような状況では、ダイバーシティの考えに根差した商品開発と企業との密接な協業が必須となる一方で、各地域、文化、思想で分断された戦略ではグローバルな人材と商品の流れ、流行への迅速な対応が困難です。そこで、グローバルに一体化した情報管理システムとダイバーシティ・マネジメントによるグローバルなマーケティング体制と連結グループ経営の確立が必須と認識しております。

③キャラクターポートフォリオの構築

キャラクターの開発、育成は、当社の根幹の課題であると認識しています。長期成長には『ハローキティ』を中心とし、二番手キャラクターとしての『マイメロディ』『リトルツインスターズ』『シナモロール』『ポムポムプリン』『ぐでたま』などの強化、そして、それに続く誰からも愛されるような新キャラクターの不断の開発が重要である一方で、SNSやネット配信などを含むメディア、ゲームなどを通じて『アグレッシブ烈子』『ミュークルドリーミー』のようなキャラクター開発や、従来とは異なる市場に向けたキャラクターの開発、そして『ミスターメン リトルミス』などによるキャラクターミックスの適正な構築が必須であると確信しております。

④新型コロナウイルス感染症拡大等の危機への対応策の構築

当社グループにおいては、社内外の感染被害抑止と従業員の健康と安全を確保するため、リモートワークの実施、テーマパークの臨時休園、店舗営業の自粛等の緊急の対策を講じてまいりました。今後、世界的な感染症の拡大、気候の変動、紛争の勃発等の予想を超えた事象の発生に備え、在宅勤務時の事業効率化を図るハードウェアやソフトウェアの拡充、それに伴うペーパーレス化の推進、また、商品の製造委託先の所在国の分散などサプライチェーンの見直しによる商品供給リスクの低減を行い、長期にわたり安定した事業運営を継続していくための環境の構築が重要であると認識しております。

⑤中期経営計画について

現中期経営計画の最終年度といたしまして、引き続き、「マーケティング機能の強化」、「戦略的なアニメ・ゲーム事業確立」「顧客接点としての物販事業の再構築」そして、「中国市場への注力」、「欧米の立て直し」など、各施策に努めてまいります。現在におきましては、経営環境が非常に不透明な状況にあり、現中期経営計画の見直し、もしくは新中期経営計画の策定までには、かなりの時間を要することが見込まれますが、国内外の状況の変化をとらえつつ、検討を進め、出来上がり次第お知らせいたします。

(5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)
売上高	62,695	60,220	59,120	55,261
経常利益	7,255	6,020	5,836	3,274
親会社株主に帰属する当期純利益	6,475	4,928	3,880	191
1株当たり当期純利益	76.32円	58.09円	45.73円	2.26円
総資産	101,309	98,274	95,185	89,515
純資産	53,058	52,734	52,396	46,387
自己資本比率	52.2%	53.4%	54.7%	51.5%

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)
売上高	44,722	42,199	40,808	38,044
経常利益	12,658	5,844	4,784	2,808
当期純利益	12,732	4,175	3,587	1,738
1株当たり当期純利益	150.07円	49.21円	42.28円	20.54円
総資産	60,094	54,531	54,921	50,412
純資産	27,470	24,743	25,786	22,223
自己資本比率	45.7%	45.4%	47.0%	44.1%

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sanrio, Inc.	千米ドル 34,412	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.	千伯レアル 2,097	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Sanrio Chile SpA.	百万チリペソ 10	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
株式会社サンリオエンターテイメント	百万円 100	100.0%	サンリオピューロランド、ハーモ ニーランドの運営
株式会社サンリオファーマーイースト	百万円 30	100.0%	ギフト商品の製造・販売
Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd.	千香港ドル 1,000	100.0%	ギフト商品の製造・販売
三 麗 鷗 股 份 有 限 公 司	百万台湾ドル 177	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Korea Co., Ltd.	百万韓国ウォン 50	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
三 麗 鷗 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	千米ドル 400	40.0% (100.0%)	商品化権の許諾・管理 ギフト商品の製造・販売
Sanrio GmbH	千ユーロ 2,019	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Global Ltd.	GBP 1	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Global Asia Ltd.	千香港ドル 10	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Sanrio UK Finance Ltd.	千GBP 24,700	(100.0%)	資金貸付
Mister Men Ltd.	GBP 92	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
THOIP	GBP 100	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Mister Films Ltd.	GBP 200	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 450	(95.0%)	商品化権の許諾・管理
株 式 会 社 コ コ ロ	百万円 495	100.0%	ロボットの開発・企画・販売

(注) () 内の数字は、間接所有を含んでおります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に「ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品」の企画・販売、キャラクターの使用許諾業務、テーマパーク事業等を営んでおります。国内においては当社及び国内連結子会社が、海外においては欧州（主にイタリア・フランス・スペイン・ドイツ・英国）、北米（主に米国）、南米（主にブラジル・チリ・ペルー・メキシコ）、アジア（主に香港・台湾・韓国・中国）の各地域を現地連結子会社がそれぞれ担当しております。当社及び各連結子会社はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う商品等について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所

本社	東京都品川区大崎1丁目11番1号		
国内事業所			
ディストリビューションセンター	(東京都町田市)		
関西事業所	(大阪市淀川区)		
九州事業所	(福岡市博多区)		
直営店	ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品販売店	107店	

(9) 使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	264名	△15名	47歳 0ヶ月	22年 10ヶ月
女 性	408名	△9名	42歳 4ヶ月	17年 4ヶ月
合計又は平均	672名	△24名	44歳 2ヶ月	19年 6ヶ月

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託、臨時雇用者は含めておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		普通株式	議決権比率
	百万円	千株	%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,155	3,862	4.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,080	3,834	4.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,685	1,554	1.9
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	1,078	505	0.6

2. 会社の株式に関する事項(議決権基準日：2020年6月30日現在)

- ①発行可能株式総数 普通株式 310,000,000株
 ②発行済株式の総数 普通株式 89,065,301株
 (自己株式 5,131,983株)
 ③株主数 普通株式 71,244名
 ④大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	普通株式	
	千株	%
セガサミーホールディングス株式会社	9,456	11.3
清 川 商 事 株 式 会 社	6,691	8.0
光 南 商 事 株 式 会 社	4,577	5.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,862	4.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,834	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,661	4.4
辻 信 太 郎	2,515	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,902	2.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,812	2.2
辻 友 子	1,701	2.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,554	1.9

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(5,131,983株)を控除して計算しております。
 2. 当社は株式会社三菱UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式1,019,110株を所有しております。
 3. 当社は株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式88,100株を所有しております。
 4. 当社は株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式1,870,000株を所有しております。
 5. 2019年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるインベスコ ホンコン リミテッド (Invesco Hong Kong Limited) が2019年5月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木6丁目 10番1号 六本木ヒルズ 森タワー14階	5,535	6.21
インベスコ ホンコン リミテッド (Invesco Hong Kong Limited)	41/F, Champion Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	139	0.16

6. 2020年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2019年12月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2020年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 丁目7番1号	3,862	4.34
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1 丁目4番5号	1,560	1.75
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1 丁目12番1号	293	0.33
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内2 丁目5番2号	795	0.89

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	辻 信太郎	株式会社ココロ代表取締役会長、株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役会長
専務取締役	辻 朋 邦	マーケティング本部担当、キャラクタークリエイション室担当、映画準備室担当
専務取締役	江 森 進	経営企画室担当、広報・IR室担当、法務室担当、内部監査室担当
専務取締役	福 嶋 一 芳	企画営業本部長
常務取締役	中 谷 隆 英	経理部長
常務取締役	宮 内 三 郎	物販事業本部長
常務取締役	野 村 高 章	秘書室担当、情報システム部担当、総務部担当
常務取締役	岸 村 治 良	海外事業本部担当、経営企画室副担当、Sanrio GmbH CEO、Sanrio Global Ltd. CEO、Sanrio UK Finance Ltd. CEO、Mister Men Ltd. CEO、THOIP CEO、Sanrio Global Asia Ltd. CEO
取締 役	崎 山 裕 子	キャラクター制作部長
取締 役	下 村 陽一郎	ライセンス事業本部長
取締 役	辻 友 子	海外事業本部担当、Sanrio, Inc. 取締役会会長、Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd. CEO、三麗鷗股份有限公司CEO、三麗鷗(上海)国際貿易有限公司CEO、Sanrio Wave (Hong Kong) Co., Ltd. CEO、Sanrio Korea Co., Ltd. CEO
取締 役	谷 村 和 明	企画営業本部副部長
取締 役	北 村 憲 雄	
取締 役	嶋 口 充 輝	慶應義塾大学名誉教授、サトーホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	古 橋 良 雄	
監 査 役	大 森 昭 次	株式会社大森水晶取締役会長
監 査 役	平 松 剛 実	弁護士、西村あさひ法律事務所カウンセラー、NHK受信料制度等検討委員会オブザーバー
監 査 役	大 橋 一 生	公認会計士、大橋一生公認会計士事務所所長 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役 株式会社グラフィテデザイン社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、北村憲雄及び嶋口充輝の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、大森昭次、平松剛実及び大橋一生の三氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役北村憲雄、嶋口充輝及び監査役平松剛実の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役古橋良雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大橋一生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役14名	333百万円(うち社外	2名15百万円)
監査役4名	32百万円(うち社外	3名14百万円)

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 北村 憲雄

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席しております。主に経営者としての専門的見地からの発言を行っております。

②取締役 嶋口 充輝

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
慶應義塾大学名誉教授 サトーホールディングス株式会社社外取締役 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回出席しております。主にマーケティング分野における豊富な知識・経験と大学教授としての高い見地からの発言を行っております。

③監査役 大森 昭次

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
株式会社大森水晶取締役会長 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち11回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち8回出席しております。主に会社経営者としての専門的見地からの発言を行っております。

④監査役 平松 剛実

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
西村あさひ法律事務所 Counsel NHK受信料制度等検討委員会オブザーバー 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち10回出席しております。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

⑤監査役 大橋 一生

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
大橋一生公認会計士事務所所長 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役 株式会社グラフィテデザイン社外監査役 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち10回出席しております。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

①その在職中に職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算出される額に、2を乗じて得た額

②新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

50,000千円

②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬実績、他社の監査報酬水準を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を監査役の過半数の同意に基づき、株主総会の議案とするよう取締役会に提案いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- 1、当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) サンリオ・コンプライアンス憲章を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。
 - (2) サンリオ合同コンプライアンス委員会は、サンリオ合同コンプライアンス委員会規程に基づき、当社取締役を委員長とし、当社及びサンリオグループ全体のコンプライアンス体制の整備、徹底を図る他、公益通報者保護規程に基づき運営されるホットライン等を活用して問題点の把握に努める。
 - (3) コンプライアンスに係る問題については、サンリオ合同コンプライアンス委員会がこれを審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 - (4) 内部監査室は、サンリオ合同コンプライアンス委員会と連携の上、サンリオグループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報（文書または電磁的な記録を含む。以下、文書等という）は「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保存し、管理されるものとする。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3、当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出入管理等に係るリスクについては、総務担当取締役を委員長とするリスク管理委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。リスク管理委員会は、業務分掌規程その他の社内規程に基づき、リスクカテゴリー毎に主管部門を定め、または委員会を設置し、当該主管部門または委員会が、当該カテゴリーのリスク管理情報の収集・分析、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

- (2) リスク管理委員会は、グループ各社に対し、当社のリスク管理情報を展開し、リスク管理の支援、援助を行う。また、グループ各社は、関係会社管理規程に基づき、リスク管理会議を定期的に開催し、当社リスク管理委員会及びグループ会社を所管する担当取締役に報告を行うものとする。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
 - (5) 内部監査室は、グループ全体及び各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- 4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 職務権限・意思決定ルールについては、取締役会規則、組織・職制規程、業務分掌規程、権限規程、稟議規程、その他の社内規程に定めるところに従う。
 - (2) 取締役会は、当社及びグループ各社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、各部門担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。取締役会は必要に応じIT等を活用して、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とし、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。
 - (3) 取締役会の決定に基づく業務の効率的な執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
 - (4) グループ各社においても、社内規程を定め、グループ各社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保する。
- 5、その他当社及びグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社総務担当取締役を統括責任者とする内部統制プロジェクト運営委員会は、当社グループ全体の内部統制を網羅的・総括的に管理し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備、運用する。
 - (2) 当社における各部門担当取締役及びグループ各社社長は、各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (3) グループ各社の取締役は、関係会社管理規程に基づき、職務執行に係わる事項について、当社の所管取締役に報告を行うものとする。
 - (4) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部統制評価を実施し、そ

の結果を当社総務担当取締役、監査役及びグループ各社を所管する担当取締役に報告し、総務担当取締役、監査役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6、監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、監査業務を補助すべき者が必要であると認めたときは、内部監査室その他使用人の中から若干名を指名して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、当該部門を担当する取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 現に監査業務を補助する使用人の人事異動については、人事担当取締役は、監査役会の同意を事前に得るものとする。

7、当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ各社の取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項（会社法第357条）に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
- (3) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

8、その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、予算会議、幹部会その他の重要な業務執行の会議に出席し、必要に応じて説明を求めることができるものとする。
- (2) 代表取締役は、監査役会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等を通じて、意思の疎通を図るよう努めるものとする。
- (3) 各部門担当取締役及び使用人は、監査役が行うヒヤリングに対し、積極的に協力する。
- (4) 監査役会が、必要に応じて独自に専門の弁護士、会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (5) 監査に必要な費用については、当社が負担する。

9、内部統制システムの継続的改善

取締役会は、前各項の内部統制システムを含む内部統制システムの継続的な

整備、改善に努めるものとする。

10、財務報告の適正性を確保するための体制

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な内部統制の整備・運用を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、(1)に記載した「業務の適正を確保するための体制」を取締役会で決議し、これに基づき、内部統制システムを整備、運用しております。当該決議に記載された各委員会、部門の運用状況は以下のとおりであります。

リスク管理委員会につきましては四半期に一度開催し、リスクの洗い出し、日常のモニタリング等を行い、結果を取締役会に報告しております。

サンリオ合同コンプライアンス委員会につきましては、グループ各社のメンバーで構成し、年に一度定例会を開催し、コンプライアンスに関するテーマを決め、グループ内で自己点検を行うことにより、コンプライアンスの浸透、意識向上を図っております。また、コンプライアンスが問題となる事案が発生する都度、招集して対応を検討しております。

内部監査部門である内部監査室は、日常的に監査テーマを決めて内部監査を行い、結果を監査役会、リスク管理委員会、取締役会及び関係取締役へ報告しております。

内部統制プロジェクト運営委員会につきましては、プロジェクトメンバーを必要の都度招集し、当期の内部統制の進捗度合、スケジュール、問題点の検討を行い、業務の適正の確保に遺漏のないよう協議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は経営の基本理念である「ソーシャル・コミュニケーション」の精神に基づく「思いやり」と「友情」の思いを込めたキャラクター商品とアニメ等のキャラクターコンテンツを通して世界中を「仲良し」でいっぱいにすることを全社一丸となり目指しております。当社の基本的行動指針は、「人の嫌がることは決してしない」、「争いからは何も生まれない」、「常に思いやりと感謝の気持ちで対応する」ことであります。国内外においてサンリオブランドは、このような世界観の中で築かれているものと考えております。この考え方を、世界中に広めるために協力してくださる企業や仲間が増えることは当社の望むところであります。

しかしながら、そのような当社に対して、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」を意図する者が現れた場合には、以下3点を基本方針として対応いたします。

- ①まずは相手の真意を確かめること
- ②上記の当社の基本的な考え方を理解していただくことに努めること
- ③以上について、充分期間を設けて、適宜開示して広く株主を始めとするステークホルダーと対話すること

クホルダーの意見を聞くことを基本方針といたします。

具体的には、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）が行われる場合、それに応じるか否かは最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

ただし、大量な株式を買付ける者の中には、目的、手法からみて明らかに企業価値、もしくは株主の共同利益を損なうものもあります。たとえば、目先の利益を優先した当社の財産の切り売り等による重要な資産の流出、当社企業ブランドを損なう事業へのキャラクター資産の利用、コンプライアンス欠如によるキャラクターのイメージダウン等であります。

このような買付行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を負託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画並びに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様に必要な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし、当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事への対応に備えたプランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、法令及び当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じる所存です。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要事項と考えております。即ち、安定的な配当を実施することを前提に、さらに余裕がある場合は連結業績に応じて上乘せすることを基本方針とします。当期につきましては、期初計画を大きく下回ることとなりましたが、期末配当は公表どおり20円（記念配当5円を含む）の配当といたします。これは第2四半期末の配当15円と合わせて年間35円の配当となります。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流 動 資 産	53,780	I. 流 動 負 債	22,595
現 金 及 び 預 金	40,053	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,964
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	6,211	短 期 借 入 金	8,089
商 品 及 び 製 品	4,589	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,686
仕 掛 品	22	リ ー ス 債 務	656
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	243	未 払 法 人 税 等	425
未 収 入 金	1,683	賞 与 引 当 金	479
そ の 他	1,078	返 品 調 整 引 当 金	25
貸 倒 引 当 金	△102	株 主 優 待 引 当 金	45
		ポ イ ン ト 引 当 金	71
		そ の 他	7,152
II. 固 定 資 産	35,704	II. 固 定 負 債	20,532
有 形 固 定 資 産	15,890	社 債	1,347
建 物 及 び 構 築 物	5,306	長 期 借 入 金	9,048
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	312	リ ー ス 債 務	1,395
工 具 器 具 備 品	514	長 期 預 り 金	638
土 地	7,825	長 期 未 払 金	1,334
リ ー ス 資 産	1,925	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,883
建 設 仮 勘 定	5	繰 延 税 金 負 債	383
無 形 固 定 資 産	2,474	そ の 他	502
投 資 そ の 他 の 資 産	17,339	負 債 合 計	43,127
投 資 有 価 証 券	9,062	(純資産の部)	
長 期 貸 付 金	144	I. 株 主 資 本	52,466
差 入 保 証 金	1,728	資 本 金	10,000
繰 延 税 金 資 産	2,956	資 本 剰 余 金	3,409
退 職 給 付 に 係 る 資 産	898	利 益 剰 余 金	52,818
そ の 他	3,080	自 己 株 式	△13,762
貸 倒 引 当 金	△531	II. その他の包括利益累計額	△6,405
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△995
III. 繰 延 資 産	30	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
社 債 発 行 費	30	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,494
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,914
		III. 非支配株主持分	326
資 産 合 計	89,515	純 資 産 合 計	46,387
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	89,515

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,261
売上原価		20,222
売上総利益		35,039
返品調整引当金繰入額		22
差引売上総利益		35,017
販売費及び一般管理費		32,910
営業利益		2,106
営業外収益		
受取利息	557	
受取配当金	213	
その他の	709	1,480
営業外費用		
支払利息	107	
為替差損	74	
支払手数料	106	
その他	23	311
経常利益		3,274
特別利益		
固定資産売却益	122	
投資有価証券売却益	397	519
特別損失		
固定資産処分損失	87	
減損損失	129	
投資有価証券売却損	218	
投資有価証券評価損	721	
事業構造改善費用	48	
競争法関連損失	760	
臨時休園等による損失	562	2,528
税金等調整前当期純利益		1,266
法人税、住民税及び事業税	747	
法人税等調整額	286	1,033
当期純利益		233
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		191

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	10,000	3,409	55,114	△11,762	56,762
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	58	—	58
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	10,000	3,409	55,172	△11,762	56,820
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△2,545	—	△2,545
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	191	—	191
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1,999	△1,999
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額の合計	—	—	△2,353	△1,999	△4,353
2020年3月31日残高	10,000	3,409	52,818	△13,762	52,466

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	△231	△0	△1,786	△2,634	△4,652	287	52,396
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	—	58
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△231	△0	△1,786	△2,634	△4,652	287	52,454
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△2,545
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	191
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△1,999
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△763	0	△708	△280	△1,752	39	△1,713
連結会計年度中の変動額の合計	△763	0	△708	△280	△1,752	39	△6,067
2020年3月31日残高	△995	△0	△2,494	△2,914	△6,405	326	46,387

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の状況

連結子会社等の数	18社
主要な連結子会社等の名称	Sanrio, Inc. (米国法人) Sanrio GmbH (ドイツ法人) 三麗鷗 (上海) 国際貿易有限公司 (中国法人) (株)サンリオエンターテイメント

(2) 非連結子会社等の状況

主要な非連結子会社等の名称	サンリオ自動車リース(株) (株)サンリオエンタープライズ
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社等の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	サンリオ自動車リース(株) (株)サンリオエンタープライズ
----------	----------------------------------

持分法を適用しない理由

各社は当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSanrio Korea Co., Ltd.、Sanrio GmbH、三麗鷗 (上海) 国際貿易有限公司、Sanrio, Inc.、Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd.、三麗鷗股份有限公司、Sanrio Do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.、Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.、Sanrio Global Ltd.、Sanrio UK Finance Ltd.、Mister Men Ltd.、THOIP、Mister Films Ltd.、Sanrio Chile SpA.、Sanrio Global Asia Ltd.、の事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては事業年度の末日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

時価法

② デリバティブ

③ たな卸資産

i. 商品及び製品

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ii. 仕掛品

主として個別法に基づく原価法

iii. 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

当社の物流倉庫及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、(株)サンリオエンターテイメント、(株)サンリオファニーイースト、並びに海外子会社は主に定額法を採用し、それ以外については定率法を採用しております。

無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、当社及び主要な連結子会社は支給見込額に基づき計上しておりますが、一部在外連結子会社では賞与支給制度がないため引当金は設定していません。

③ 返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

- ⑤ポイント引当金
- 将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等乗じた金額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。
- (5) 繰延資産の処理方法
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ 借入金、社債
- ③ヘッジ方針
主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては有効性の判定を省略しております。
- (7) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (8) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更に関する注記

1. 国際財務報告基準第16号「リース」

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度における「リース資産(純額)」が458百万円増加し、流動負債の「リース債務」が245百万円及び固定負債の「リース債務」が222百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

2. 米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASC)第606号「顧客との契約から生じる収益」

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度よりASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。これにより、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金は58百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

追加情報

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い各国政府・自治体からの自粛要請や規制により店舗等の営業時間の短縮や休業等を余儀なくされるなど厳しい状態が生じました。その後、各国政府・自治体による自粛要請や規制の緩和により店舗等の営業は順次再開しておりますが、国内外での消費低迷やライセンス需要の減少等が想定されます。

連結計算書類の作成に当たっては、外部の情報源に基づく情報等を踏まえて翌連結会計年度については売上高の減少の影響が上期まで継続するものの、下期以降は徐々に回復に向かうとの仮定のもと、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいた最善の見積りを行っているものの、その性質上、見積りに用いた仮定には不確実性があるため、同感染症の収束時期やその経済環境への影響が変化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43, 104百万円
2. 偶発債務
従業員の銀行借入に対する債務保証 11名 22百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 89, 065, 301株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2019年5月31日 取締役会	普通株式	1, 272	15. 00	2019年3月31日	2019年6月11日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	1, 272	15. 00	2019年9月30日	2019年11月20日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2020年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1, 678	20. 00	2020年3月31日	2020年6月9日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債務をネットしたポジションについて当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債権をネットしたポジションについて、当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約を利用しヘッジしております。借入金、社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で5年4か月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部についてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引、支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に従って行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、経理部及び各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、主要な通貨の外貨建て取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。また、当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に基づき、これに従い経理部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。連結子会社についても、当社の為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に準じて、管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2 をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結		
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	40,053	40,053	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,211	6,211	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	7,225	7,225	—
資産計	53,491	53,491	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,964	3,964	—
(2) 短期借入金	8,089	8,112	22
(3) 1年内償還予定の社債	1,686	1,693	7
(4) 社債	1,347	1,344	△2
(5) 長期借入金	9,048	8,998	△49
負債計	24,134	24,112	△22
デリバティブ取引 ※			
①ヘッジ会計が 適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が 適用されているもの	(0)	(0)	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

株式…取引所の価格

債券…合理的に算定された価額もしくは取引金融機関等から提示された価格

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(※) 為替予約の振当処理された買掛金（下記デリバティブ取引参照）については、当該為替予約と一体として処理しております。

(2) 短期借入金、並びに (3) 1年内償還予定の社債

短期借入金及び1年内償還予定の社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の社債において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(※) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記デリバティブ取引参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価額等によっております。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記負債(1)参照）。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債(5)参照）。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額132百万円）、関係会社株式（連結貸借対照表計上額537百万円）及び投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額1,166百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 548円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円26銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産	16,663	I. 流動負債	16,418
現金及び預金	7,391	支払手形	1,950
受取手形	210	買掛金	947
売掛金	3,078	短期借入金	8,089
商作品	3,839	1年内償還予定の社債	1,686
映画・ビデオ製作品	0	リース債務	64
貯蔵品	126	未払金	1,422
前渡金	127	未払費用	463
前払費用	245	前受金	716
未収収益	5	賞与引当金	329
未収入金	1,578	返品調整引当金	25
その他の他	60	株主優待引当金	484
貸倒引当金	△0	ポイント引当金	71
		その他	166
II. 固定資産	33,718	II. 固定負債	11,770
有形固定資産	3,989	社債	1,347
建物	1,245	長期借入金	9,048
構築物	6	リース債務	247
機械装置	43	退職給付引当金	235
車両運搬具	1	その他	892
工具器具備品	144	負債合計	28,188
土地	2,258		
リース資産	284	(純資産の部)	
建設仮勘定	6	I. 株主資本	23,232
無形固定資産	278	資本金	10,000
ソフトウェア	80	資本剰余金	3,409
その他の他	197	1. 資本準備金	2,503
投資その他の資産	29,450	2. その他資本剰余金	906
投資有価証券	7,816	利益剰余金	23,584
関係会社株式	6,185	その他利益剰余金	23,584
長期貸付金	9,364	繰越利益剰余金	23,584
前払年金費用	486	自己株式	△13,762
繰延税金資産	1,770	II. 評価・換算差額等	△1,008
その他の他	4,983	その他有価証券評価差額金	△1,008
貸倒引当金	△1,155	繰延ヘッジ損益	△0
		純資産合計	22,223
III. 繰延資産	30		
社債発行費	30		
資産合計	50,412	負債・純資産合計	50,412

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		38,044
売上原価		15,192
売上総利益		22,851
返品調整引当金繰入額		22
差引売上総利益		22,829
販売費及び一般管理費		22,499
営業業利益		330
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,245	
その他の	494	2,739
営業外費用		
支払利息	74	
為替差損	47	
支払手数料	106	
その他の	33	260
経常利益		2,808
特別利益		
固定資産売却益	64	
投資有価証券売却益	379	444
特別損失		
固定資産処分損	68	
減損損失	70	
投資有価証券売却損	218	
投資有価証券評価損	721	
競争法関連損失	381	1,460
税引前当期純利益		1,792
法人税、住民税及び事業税	△125	
法人税等調整額	179	54
当期純利益		1,738

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2019年4月1日残高	10,000	2,503	906	24,392	△11,762	26,039
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△2,545	－	△2,545
当 期 純 利 益	－	－	－	1,738	－	1,738
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△1,999	△1,999
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△807	△1,999	△2,807
2020年3月31日残高	10,000	2,503	906	23,584	△13,762	23,232

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	△252	△0	△253	25,786
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△2,545
当 期 純 利 益	－	－	－	1,738
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△1,999
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△756	0	△755	△755
事業年度中の変動額合計	△756	0	△755	△3,562
2020年3月31日残高	△1,008	△0	△1,008	22,223

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

時価法

(2) デリバティブ

(3) たな卸資産

① 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 直営店商品

売価によるたな卸高に商品分類別の原価率を乗じて算定しております。

③ 映画・ビデオ製作品及び

映画・ビデオ仕掛品

個別法に基づく原価法

i. 映画製作品の償却は法人税法施行令第50条の規定を適用し、特別な償却率による償却を行っております。

ii. ビデオ製作品の償却は法人税法に規定する定率法によっております。

最終仕入原価法

④ 貯蔵品

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、物流倉庫及び1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

定額法

(4) 長期前払費用

3. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 返品調整引当金 出版物の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、退職給付信託及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。
- (5) 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (6) ポイント引当金 将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。
4. 繰延資産の処理方法 社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ 借入金、社債
- (3) ヘッジ方針 主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。
- なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては、有効性の判定を省略しております。
6. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
7. 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理方法は税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

9. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

追加情報

当社においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い各自治体からの自粛要請や規制により店舗等の営業時間の短縮や休業等を余儀なくされるなど厳しい状態が生じました。その後、各自治体による自粛要請や規制の緩和により店舗等の営業は順次再開しておりますが、国内外での消費低迷やライセンス需要の減少等が想定されます。

計算書類の作成に当たっては、外部の情報源に基づく情報等を踏まえて翌事業年度については売上高の減少の影響が上期まで継続するものの、下期以降は徐々に回復に向かうとの仮定のもと、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいた最善の見積りを行っているものの、その性質上、見積りに用いた仮定には不確実性があるため、同感染症の収束時期やその経済環境への影響が変化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		3,845百万円
2. 偶発債務		
従業員の銀行借入に対する債務保証	11名	22百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権		878百万円
長期金銭債権		10,760百万円
短期金銭債務		305百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	5,439百万円
仕入高	2,079百万円
営業取引以外の取引高	2,040百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	5,131,983株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	7
商品	93
前受金	177
賞与引当金	100
株主優待引当金	148
未払事業税	8
減損損失	167
退職給付引当金又は前払年金費用	558
貸倒引当金	353
その他有価証券評価差額金	445
その他	479
繰延税金資産 小計	2,539
評価性引当額	△768
繰延税金資産 合計	1,770

関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱サンリオエンターテイメント	東京都多摩市	100 百万円	サンリオピューロランド・ハーモニーランドの運営	所有 直接 100.0	7名	当社商品の販売・ロイヤリティ取引	資金貸付 資金返済	110 —	長期貸付金	9,220
										貸倒懸念債権(その他(投資その他の資産))	940
子会社	㈱ココロ	東京都羽村市	495 百万円	ロボットの開発・企画・販売	所有 直接 100.0	8名	当社へのロボットの開発・企画	資金返済	—	破産更生債権等(その他(投資その他の資産))	600

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①長期貸付金は無利息の貸付金であります。

②㈱サンリオエンターテイメントへの貸倒懸念債権に対し、940百万円の貸倒引当金を計上しております。

③㈱ココロへの破産更生債権等に対し、200百万円の貸倒引当金を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 264円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 20円54銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

株式会社サンリオ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 山 宗 武	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田 悟	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンリオの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

株式会社サンリオ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神山宗武	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田悟	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンリオの2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等、会計監査人から評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」についても、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月14日

株式会社サンリオ 監査役会

常勤監査役 古 橋 良 雄 (印)

社外監査役 大 森 昭 次 (印)

社外監査役 平 松 剛 実 (印)

社外監査役 大 橋 一 生 (印)

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役 9 名選任の件

取締役全員(14名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化を図るため、取締役 5 名を減員し、再任 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位、担当	当事業年度の実務経験 への出席状況
1	再 任 つじ じんたろう 辻 信太郎	代表取締役会長	100% (18回/18回)
2	再 任 つじ ともくに 辻 朋 邦	代表取締役社長 マーケティング本部担当、キ ャラクタークリエイション室 担当、映画事業部担当	100% (18回/18回)
3	再 任 ふくしま かずよし 福 嶋 一 芳	専務取締役 ライセンス営業本部長	100% (18回/18回)
4	再 任 な か や たかひで 中 谷 隆 英	常務取締役 経理部担当	100% (18回/18回)
5	再 任 みやうち さぶろう 宮 内 三 郎	常務取締役 物販事業本部長	100% (18回/18回)
6	再 任 の む ら こうしょう 野 村 高 章	常務取締役 秘書室担当、情報システム部 担当、総務部担当	100% (18回/18回)
7	再 任 きしむら じろ う 岸 村 治 良	常務取締役 海外事業本部担当、経営企画 室副担当	100% (18回/18回)
8	再 任 社 外 独立役員 きたむら の り お 北 村 憲 雄	取締役	100% (18回/18回)
9	再 任 社 外 独立役員 しまぐち みつあき 嶋 口 充 輝	取締役	94.4% (17回/18回)

候補者 番 号	氏 名 お よ び 生 年 月 日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
1	つじ じんたろう 辻 信太郎 1927. 12. 7 生	1960年 8 月 株式会社山梨シルクセンター(現当社) 代表取締役社長 1984年 2 月 株式会社ココロ代表取締役会長(現任) 1991年 2 月 株式会社サンリオ・コミュニケーション・ワ ールド(現株式会社サンリオエンターテイメ ント) 代表取締役社長 1991年 2 月 株式会社ハーモニーランド(現株式会社サン リオエンターテイメント) 代表取締役社長兼 会長 2010年 4 月 株式会社サンリオエンターテイメント代表取 締役会長(現任) 2014年 6 月 株式会社サンリオエンターテイメント代表取 締役社長 2020年 7 月 代表取締役会長(現任)	2,515,322株
取締役候補者とした理由 同氏は創業者であり、創業以来代表取締役を務め、当社の企業理念を構築し、長年にわたり企業文化を育てており、経営全般に関する経験、見識に関しては余人をもって代えがたいため、引き続き取締役候補者としてしました。			
2	つじ ともくに 辻 朋 邦 1988. 11. 1 生	2014年 1 月 当社入社 2015年 6 月 企画営業本部担当執行役員 2016年 6 月 取締役 企画営業本部副本部長 2017年 6 月 専務取締役 メディア部(現マーケティング本部) 担当 (現任) キャラクタークリエイション室担当(現任) 2019年 4 月 映画準備室(現映画事業部) 担当(現任) 2020年 7 月 代表取締役社長(現任)	132,747株
取締役候補者とした理由 同氏は、専務取締役として、中期経営計画の策定やマーケティング部門の創設に尽力いたしました。加えて、創業者の孫として、当社企業理念、企業文化およびビジネスモデル継承の担い手になり得ると考え、引き続き取締役候補者としてしました。			
3	ふくしま かずよし 福 嶋 一 芳 1952. 4. 2 生	1977年 3 月 当社入社 1997年 1 月 商事部部長 2000年 6 月 取締役商事部長 2002年 4 月 ライセンス事業部長 2010年 4 月 企画営業本部長 2013年 4 月 常務取締役 2013年 6 月 コンテンツ事業本部長 2016年 6 月 専務取締役(現任) 2020年 4 月 ライセンス営業本部長(現任)	14,518株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らくライセンスに関する事業に携わり、当社事業に関する豊富な経験と、経営全般に関する見識を有することから、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 お よ び 生 年 月 日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
4	な か や た か ひ で 中 谷 隆 英 1953. 12. 5 生	1978年 3 月 当社入社 2004年 4 月 経理部部長 2004年 6 月 取締役経理部長 2011年 4 月 経営戦略統括副本部長 2014年 6 月 常務取締役（現任） 経理部長 2015年 6 月 管理本部長 2020年 6 月 経理部担当（現任）	7, 957株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らく経理部を担当しており、経理、財務に関する豊富な知識と経験はもとより、経営全般に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	み や う ち さ ぶ ろ う 宮 内 三 郎 1950. 9. 4 生	1974年12月 当社入社 2006年 4 月 物販事業本部長 2006年 6 月 取締役物販事業本部長 2014年 6 月 常務取締役物販事業本部長（現任）	6, 729株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らく営業部門を担当し、当社事業の基本である物販と店舗運営に関する知識と経験を持つとともに、経営全般に関する見識を有するため、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	の む ら こうしょう 野 村 高 章 1954. 7. 24生	1977年 3 月 当社入社 2004年 4 月 F C 事業部部長 2007年 6 月 執行役員ストアマネジメント事業部長 2010年 4 月 業態開発事業部長 2011年 4 月 全社改革室担当 経営戦略統括本部担当 総務部副担当 2014年 6 月 取締役 管理本部副本部長 秘書室担当（現任） キャラクタークリエイション室担当 メディア部担当 情報システム部担当（現任） 2015年 6 月 総務部担当（現任） 経営戦略統括本部副本部長 2016年 6 月 常務取締役（現任）	5, 081株
取締役候補者とした理由 同氏は、総務部門、秘書部門をはじめとする多くの部門を担当するとともに、テーマパーク運営責任者として実績を上げるなど、横断的な調整力、経営全般に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 お よ び 生 年 月 日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株 式 数
7	岸 村 治 良 1959. 8. 1 生	1984年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2011年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 2014年 6 月 当社入社 取締役 経営戦略統括本部副本部長 経営企画室副担当（現任） 内部監査室副担当 2015年 6 月 経営戦略統括本部長 海外事業部（現海外事業本部）担当（現任） 全社統括室担当 2015年11月 Sanrio GmbH CEO（現任） Sanrio Global Ltd.CEO（現任） Sanrio UK Finance Ltd.CEO（現任） Mister Men Ltd.CEO（現任） THOIP CEO（現任） Sanrio Global Asia Ltd.CEO（現任） 2016年 6 月 常務取締役（現任）	1, 117株
取締役候補者とした理由 同氏は、金融界において、海外経験も有し、当社入社後は経営企画室、海外事業本部を担当しており、経営全般に関する見識を有するため、引き続き取締役候補者といたしました。			
8	北 村 憲 雄 1941. 9. 25生	1967年 4 月 トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 1996年 1 月 イタリアトヨタ株式会社社長CEO 2002年 1 月 イタリアトヨタ株式会社会長CEO兼スペイントヨタ株式会社会長 2006年10月 日本郵政株式会社取締役 2007年10月 郵便事業株式会社会長CEO 2010年 4 月 郵便事業株式会社顧問 トヨタ自動車株式会社顧問 2014年 6 月 社外取締役（現任）	2, 407株
社外取締役候補者とした理由 同氏は、欧州ではイタリアトヨタ、スペイントヨタを、日本では郵便事業株式会社を経営された経験と見識を、当社の海外事業展開への助言およびグループ経営全体の監督に活かしていただけると期待し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年2ヶ月となります。			

候補者 番 号	氏 名 お よ び 生 年 月 日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株 式 数
9	しまぐち みつあき 嶋 口 充 輝 1942. 3. 31生	1987年 4 月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 2006年 3 月 ライオン株式会社社外取締役 2007年 4 月 慶應義塾大学名誉教授（現任） 2007年 4 月 法政大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授 2007年 4 月 早稲田大学大学院商学学院客員教授 2009年 4 月 社団法人日本マーケティング協会理事長（現公益社団法人日本マーケティング協会代表理事理事長） 2010年 4 月 サントリーホールディングス株式会社社外監査役 2012年 4 月 嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科教授 2014年 6 月 サトーホールディングス株式会社社外取締役 2014年 6 月 社外取締役（現任）	3, 023株
社外取締役候補者とした理由 同氏は、マーケティングを研究する学識経験者であり、企業経営にも精通されていることから、幅広い見識を当社のコーポレートガバナンスおよび企業価値の向上に活かしていただけると期待し、引き続き取締役候補者いたしました。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年2ヶ月となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）において、特に断りなきものについては、当社についてであります。
3. 北村憲雄氏および嶋口充輝氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第34条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、北村憲雄氏および嶋口充輝氏の選任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。当該契約は、法令の定める最低責任限度額を上限として、その責任を負担するものであります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場 ご案内図

会 場：グランドプリンスホテル高輪 プリンスルーム

最寄駅：「品川駅」(高輪口)より徒歩10分



株主総会へご出席の株主のみなさまへの当りくじ等のお土産および、キャラクターのグリーティングはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **サンリオ**

東京都品川区大崎1丁目6番1号 ☎(03) 3779-8111